

入札説明書

資材単価調査業務に係る入札公告（令和4年4月15日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和4年4月15日

2 契約担当者 京都府流域下水道事務所長 岸田 二彦

3 担当部局

〒602-8570 長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号(075)954-1877
ファクシミリ番号 (075)955-2224

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和4年度資材単価調査業務 一式

(2) 業務の内容、方法等

特記仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和5年3月25日まで

(4) 納入場所

各成果品の提出は、特記仕様書による。

5 入札説明書及び特記仕様書の交付期間等

(1) 原則として、この公告に示す入札説明書及び特記仕様書の交付期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、この公告に示す入札説明書及び特記仕様書の交付期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に、3の場所へ問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生手続の開始決定がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のい

ずれかに該当する者

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (ク) (ア)から(キ)までのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉をおびやかすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(3) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされている者であること。

(4) 国、地方自治体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する政令で定める法人が発注する業務委託等で、令和2年4月1日以降に、1契約で総計100件以上の土木資材単価調査の実績が2回以上あり、誠実に履行している者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和4年4月15日(金)から令和4年5月6日(金)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

(2) 提出書類

ア 確認申請書（様式1）

イ 府税納税証明書（様式2）

※ 府内に営業所等がない場合も提出が必要。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

エ 営業経歴書及び営業実績調書（様式3）

オ 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し及び定款の写し、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書の写し及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書の写し

カ 誓約書（様式4）

キ 同種業務の受託実績調書（様式5）

※ 入札公告の3の(4)で示す実績を2件以上記載すること。

なお、京都府会計規則（昭和46年京都府規則第3号。以下「規則」という。）

第159条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する者にあっては、過去2年間に国又は地方公共団体（独立行政法人等は除く。）と直接締結した契約において、4の(1)で示した委託業務を同種かつ同等以上の履行実績を2件以上記入すること。

- ク 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し
 - ケ 取引使用印鑑届（様式6）
 - コ 権限を営業所長等に委任する場合にあっては、委任状（様式7）
- (3) 提出方法及び提出場所
- ア 持参により提出する場合
 - (1) の提出期間中の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に、3の場所に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
 - 書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に3の場所に必着させること。
- (5) 入札参加資格の確認通知
- 入札参加資格を確認した後、令和4年5月11日（水）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。
- (6) その他
- ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 提出書類は、A4版で作成し、1部提出すること。
 - ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

8 質問の受付・回答

- 入札説明書並びに特記仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「特記仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。
- (1) 質疑書（様式8）に要点を簡潔かつ明確に記載し、令和4年4月22日（金）午後5時15分までにファクシミリで3の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
 - (2) 回答については、令和4年4月26日（火）までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

9 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
 - 令和4年5月17日（火）午前11時
 - イ 場所
 - 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
 - 京都府流域下水道事務所2階北会議室
- (2) 入札の方法
- ア 入札者は、入札書（様式9）を持参することとし、郵送又は電送等による入札は認めない。
 - イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（様式10）を提出することとする。この場合、入札書には、入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
 - ウ 入札書は、必要事項を全て記入して、確認結果通知書の写しとともに封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に、氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和4年度資材単価調査業務 入札書在中」と記載し、封筒の開口部を全て封印すること。ただし、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が 1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は 2回までとする。
- カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- キ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(3) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。
- (6) 入札者は、特記仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
なお、入札後、特記仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を 3 の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 公告に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(9) 落札者の決定方法

京都府流域下水道事業会計規程（平成 31 年京都府公営企業管理規程第 2 号）第 113 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(10) 再度入札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がない場合は、速やかに

再度入札を行う。

なお、入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

イ 当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札は、(2)から(9)までの方法により行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

11 契約書作成の要否
要する。

12 入札保証金
免除する。

13 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

14 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

16 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

17 その他
(1) 1から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
(3) 落札者は、落札後7日以内に契約関係書類等を提出しなければならない。